

○幸田町障害者住宅改修費交付要綱

平成18年

第59号

改正 平成25年第58号

平成28年第11号

幸田町障害者住宅改修費交付要綱（平成18年幸田町要綱第26号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、日常生活に支障がある在宅の障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児（同法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）に対し住宅改修工事費及び居宅生活動作補助用具の購入費（以下これらの費用を「住宅改修費」という。）を町長が予算の範囲内で交付し、もってこれらの者の居住環境の改善に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 交付の対象者は、町内に居住している下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者に限る。以下この条において同じ。）又は障害児（身体に障害のある児童に限る。以下この条において同じ。）であって障害程度等級3級以上又は視覚障害2級以上のもの（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によるサービスを受けられる者を除く。）とする。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の障害者又は障害児に限る。

（対象事業）

第3条 交付の対象事業は、次に掲げる住宅改修工事及び居宅生活動作補助用具の購入（以下これらのものを「住宅改修事業」という。）とする。

- （1） 手すりの取付け
- （2） 段差の解消
- （3） 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- （4） 引き戸等への扉の取替え
- （5） 洋式便器等への便器の取替え
- （6） 前各号に掲げる住宅改修事業に附帯して必要となるもの

（住宅改修費等）

第4条 住宅改修費は、住宅改修事業に要する費用の額に100分の90を乗じた額とする。

ただし、住宅改修事業に要する費用の額は、1事業当たり20万円を限度とし、住宅改修費

の交付は、原則として1回とする。

- 2 第6条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「利用者」という。）が住宅改修事業を請け負う業者（以下「業者」という。）に対し支払うべき額は、住宅改修事業に要する費用から住宅改修費を除いた額とする。
- 3 前項の場合において、同項に規定する額（以下この項において「利用者負担額」という。）の合計額が住宅改修費を受ける月において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。次項において「令」という。）第17条に規定する負担上限月額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、その超える額を公費負担額とし、当該負担上限月額を利用者負担額とする。
- 4 令第17条に規定する負担上限月額は、幸田町障害者等日常生活用具給付要綱（平成18年幸田町要綱第40号）第6条に規定する利用者負担額及び幸田町点字図書交付要領（平成12年幸田町要綱第30号）第7条に規定する自己負担金額の合計額とする。
- 5 町長は、利用者から公費負担額（第3項に規定する公費負担額をいう。以下同じ。）を業者に支払う委任を受けた場合は、直接業者に支払うことができるものとする。

（交付申請）

第5条 住宅改修費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅改修費交付事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 見積書
- （2） 住宅改修事業着手前及び完了後の工事図面
- （3） 住宅改修事業着手前の事業箇所の写真

- 2 前項の申請書を受理した町長は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を調査し、速やかに調査書（様式第2号）を作成するものとする。

（交付決定）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請が適切であると認めたときは、当該申請を受理した日から起算して30日以内に住宅改修費を交付することを決定し、住宅改修費交付決定通知書（様式第3号）及び住宅改修費交付券（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

- 2 町長は、前条第1項の規定による申請が不適切であると認めたときは、当該申請を受理した日から起算して30日以内に申請を却下することを決定し、住宅改修費交付却下決定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

（住宅改修費の請求）

第7条 利用者は、交付決定を受けた後に速やかに業者に住宅改修費交付券を提出し、住宅改修事業完了後に第4条第2項に規定する利用者が支払うべき額（以下「利用者負担額」という。）を業者に支払わなければならない。

2 業者は、住宅改修事業を完了したときは、住宅改修費交付券に次に掲げる書類を添えて、町長に住宅改修費（公費負担額がある場合は、公費負担額を含む。次条において同じ。）を請求するものとする。

(1) 請求書

(2) 住宅改修事業完了後の工事図面

(3) 住宅改修事業完了後の事業箇所の写真

(交付金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により提出された書類に基づき、住宅改修事業の完了確認を行い、適合すると認めたときは、業者に対し住宅改修費を交付するものとする。

(検査等)

第9条 町長は、利用者に対して、住宅改修事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、住宅改修費の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(幸田町障害児・者日常生活用具給付要綱の一部改正)

2 幸田町障害児・者日常生活用具給付要綱（平成18年幸田町要綱第40号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成25年第58号）抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に交付されている第5条の規定による改正前の幸田町障害者住宅改修費交付要綱（以下「旧幸田町障害者住宅改修費交付要綱」という。）様式第4号による住宅改修費交付券は、この要綱による改正後の様式第4号の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の幸田町障害児・者日常生活用具給付要綱様式第1号及び様式第3号、旧幸田町障害者住宅改修費交付要綱様式第1号及び様式第2号、第6条の規定による改正前の幸田町障害者就労支援奨励金支給要綱様式第1号及び様式第3号から様式第5号まで、第8条の規定による改正前の幸田町障害者地域生活支

援事業実施要綱様式第1号、様式第2号及び様式第4号、第9条の規定による改正前の幸田町コミュニケーション支援事業実施要綱様式第1号及び様式第4号、第11条の規定による改正前の幸田町更生訓練費支給要綱様式第1号、第15条の規定による改正前の幸田町重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱様式第1号及び様式第2号並びに第16条の規定による改正前の幸田町障害者共同生活介護・共同生活援助事業費補助金交付要綱様式第1号から様式第3号までの用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成28年第11号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

住宅改修費交付事業申請書					
(宛先)幸田町長					年 月 日
				申請者 住所 電話 氏名	㊟
下記のとおり住宅改修費の交付を申請します。					
対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	住所				
	身体障害者手帳番号	県 第	号	年 月 日	交付
	障害名			障害等級	級
改修を行う理由					
<p style="text-align: center;">同意書(委任状)</p> <p>負担上限月額を決定するために、私及び同居家族全員の課税状況を幸田町長が税務関係当局に調査照会することに同意します。</p> <p>また、住宅改修事業に要する費用のうち、町長が負担すべき額を直接、業者に支払うことを町長に委任します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>					
区 分			居宅生活動作補助用具		
1 手すりの取付け	2 床段差解消	1 便器			
3 床材の変更	4 扉の取替え	2 手すり			
5 便器の取替え		3 スロープ			
6 その他()		4 その他()			
		1 自 宅 2 借 家(貸主の諾否 諾・否)			
住まいの状況	浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し			
	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 な し			
現在の介護の状況					
入浴	1 他人の介助が必要		排 便	1 他人の介助が必要	
	2 清しきのみ			2 便器(携帯用)使用	
	3 入浴、及び清しきの両方ともしていない。			3 自分でできる。	
	4 自分でできる。				
移動	1 車椅子を使用				
	2 他人の介助を必要(一部又は全部)				
	3 補助用具を使えば自分でできる。				
	4 自分でできる。				
備考					

様式第2号(第5条関係)

調 査 書

対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日
	住 所				
	身体障害者 手帳番号	県 第	号	年 月 日	交付
	障 害 名			障害等級	級
氏 名		続 柄	町民税課税の有無		年 収
			有・無		円
			有・無		円
			有・無		円
			有・無		円
			有・無		円
			有・無		円
			有・無		円
住 ま い の 状 況		1 持ち家 2 借 家(貸主の 諾・否)			
改修の必要の有無		有・無	左記の理由		
所 得 区 分 負 担 上 限 月 額		円	同 一 月 内 に そ の 他 給 付 の 有 無		有 ・ 無
利 用 者 負 担 額		円	公 費 負 担 額		円
その他の特記事項					
年 月 日		調査職氏名			

様式第3号（第6条関係）

住宅改修費交付決定通知書

年 月 日

様

幸田町長



年 月 日付けで申請のありました住宅改修費の交付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

交付番号	第 号	交付決定年月日	年 月 日		
受給者		身体障害者手帳 番号	第 号		
改修する住宅の住所					
改修の内容					
業者名					
業者住所（電話）	（ ー ）				
価格	円	利用者 負担額	円	公費負 担額	円
注意 事項	1 住宅改修費の交付を受ける者は、支払うこととされた額について、住宅改修事業完了後速やかに支払ってください。 2 交付された住宅改修費をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。 4 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に幸田町長に対して審査請求をすることができます。 （なお、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） 5 この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、幸田町を被告として（訴訟において幸田町を代表する者は幸田町長となります。）提起することができます。 （なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）				

様式第4号(第6条関係)

住宅改修費交付券			
交付番号	第 号	交付券 発行年月日	年 月 日
受給者氏名		生年月日	年 月 日
住 所			
扶養する者 氏 名		受給者との 続 柄	
改修の内容		価 格	円
利用者負担額	円	公費負担額	円
業 者 名		業 者 住 所	
この券の 有効期限	受給者が業者に提示する期限		発行日から1箇月
	業者の公費請求期限		住宅改修事業完了日から1箇月
上記のとおり決定する。 年 月 日 幸田町長			
①住宅改修事業の 完了日	年 月 日	②利用者負担額	円
③受領業者名及び 受領年月日			年 月 日
④受給者氏名印	㊦	検査年月日 検査員職氏名	年 月 日 ㊦

①から③までは業者が、④は受給者が記入すること。

①から④までは、住宅改修事業完了後に記入すること。

様式第5号（第6条関係）

住宅改修費交付却下決定通知書

年 月 日

様

幸田町長



年 月 日付けで申請のありました住宅改修費の交付については、審査の結果、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に幸田町長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、幸田町を被告として（訴訟において幸田町を代表する者は幸田町長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平成十八年一月二十五日)

(政令第十号)

改正 平成一八年三月三十一日政令第一五四号

同一八年八月三〇日同第二八六号

同一八年九月二六日同第三一九号

同一九年四月一日同第一五六号

同一九年六月二七日同第一九一号

同一九年八月三日同第二三五号

同二〇年三月三十一日同第一一六号

同二〇年六月二七日同第二一二号

同二一年三月三十一日同第九一号

同二一年六月二六日同第一六七号

同二一年七月二三日同第一八七号

同二一年一二月二四日同第二九六号

同二二年四月一日同第一〇六号

同二三年九月二二日同第二九六号

同二四年二月三日同第二六号

同二四年九月二〇日同第二四四号

同二五年一月一八日同第五号

同二五年二月一五日同第三五号

同二五年四月一二日同第一二二号

同二五年一一月二七日同第三一九号

同二六年三月三十一日同第一二七号

同二六年四月一八日同第一六四号

同二六年七月三〇日同第二六九号

同二六年八月八日同第二七八号

同二六年九月三日同第三〇〇号

(同二六年一一月一二日同 第三五八号)

同二六年一一月一二日同第三五七号

同二六年一一月一二日同第三五八号

同二六年一二月一九日同第四〇八号

同二七年三月二七日同第一一九号

第二十一条第一項	前条第一項の申請があった	第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める
	当該申請	当該決定

(平二五政三一九・一部改正)

(準用)

第十三条 第十条の規定は、法第二十四条第四項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、第十条第一項中「受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があった」とあるのは「受けた障害者につき、法第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める」と、「同条第二項の調査」とあるのは「同条第三項において準用する法第二十条第二項の調査」と、「同条第六項」とあるのは「法第二十四条第三項において準用する法第二十条第六項」と読み替えるものとする。

(平二五政三一九・一部改正)

(支給決定を取り消す場合)

第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等（法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が法第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(平二三政二九六・平二四政二六・平二五政三一九・一部改正)

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間（法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該支給決定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給決定障害者等に対し支給決定を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第十六条 市町村は、受給者証（法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

(平二四政二六・一部改正)

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額）

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上

限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。))を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百

円

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあっては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

（平一八政三一九・平一九政一五六・平二〇政二一二・平二二政一〇六・平二四政二六・平二五政三一九・一部改正）

（法第三十条第一項第三号の政令で定めるとき）

第十八条 法第三十条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、支給決定障害者等が、法第二十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第三十条第一項第二号の基準該当障害福祉サービス（次条第二号において「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたときとする。

（平二四政二六・一部改正）

（法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額）

第十九条 法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定障害福祉サービス等を受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 第十七条第一号に掲げる支給決定障害者等 三万七千二百円

ロ 第十七条第二号に掲げる支給決定障害者等 九千三百円